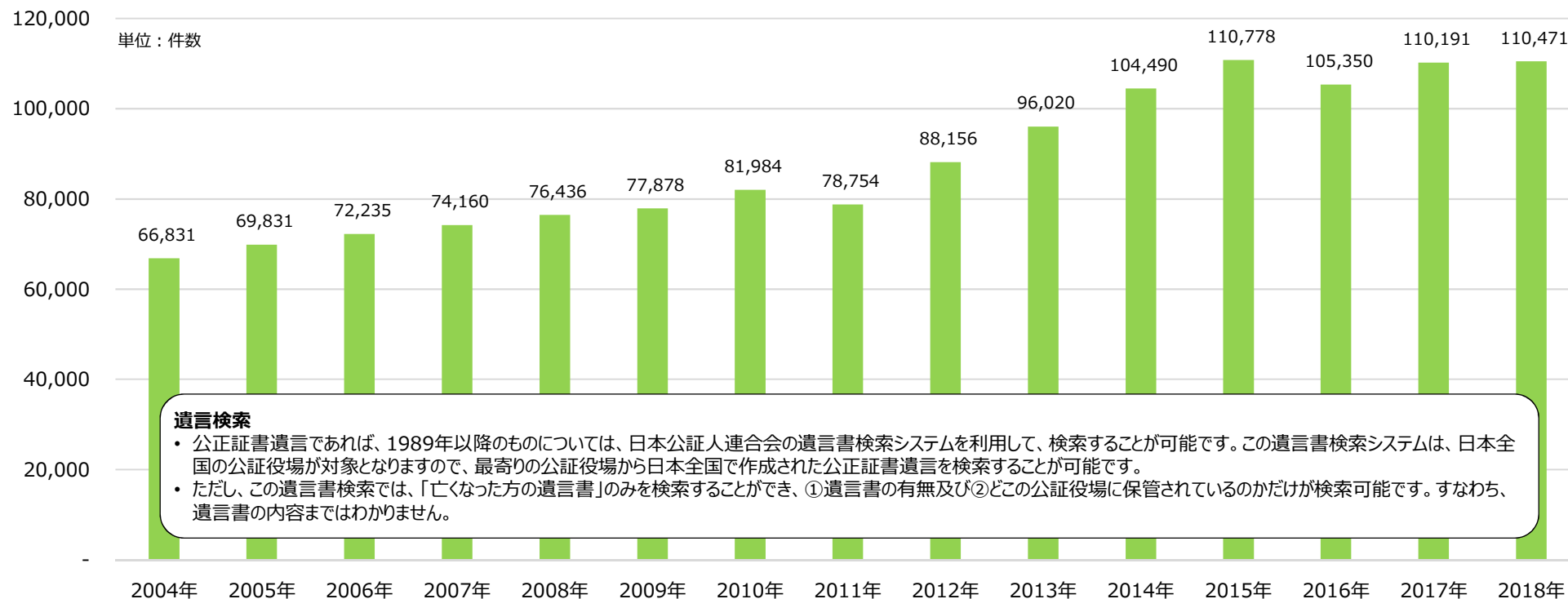




遺言公正証書作成件数推移

2018年1月から12月までの1年間に全国で作成された遺言公正証書は、11万471件です。なお、過去15年間の推移は、下記のとおりです。

【遺言公正証書作成件数推移】



遺言検索

- 公正証書遺言であれば、1989年以降のものについては、日本公証人連合会の遺言書検索システムを利用して、検索することが可能です。この遺言書検索システムは、日本全国の公証役場が対象となりますので、最寄りの公証役場から日本全国で作成された公正証書遺言を検索することが可能です。
- ただし、この遺言書検索では、「亡くなった方の遺言書」のみを検索することができ、①遺言書の有無及び②この公証役場に保管されているのかが検索可能です。すなわち、遺言書の内容まではわかりません。

出典：日本公証人連合会Webサイト

【簡単解説】



□ 公正証書遺言（民法969条）は、公証役場で公証人が作成する遺言ですが、遺言者が遺言内容を公証人に口授し、遺言者本人と立ち会った2名以上の証人が公証人の筆記した遺言内容が正確であることを承認して署名押印する形で作り上げる遺言になります。

必要書類

- 遺言者本人の本人確認資料（印鑑登録証明書又は運転免許証、住基カード等顔写真入りの公的機関の発行した証明書のいずれか一つ）
- 遺言者と相続人との続柄が分かる戸籍謄本
- 財産を相続人以外の人に遺贈する場合には、その人の住民票（法人の場合には資格証明書）
- 財産の中に不動産がある場合には、その登記事項証明書（登記簿謄本）と、固定資産評価証明書又は固定資産税・都市計画税納税通知書中の課税明細書
- 公正証書遺言をする場合には、証人2名以上必要となるが、遺言者の方で証人を用意する場合には、証人予定者のお名前、住所、生年月日及び職業をメモを用意。